

(申請に関すること)

Q 1 申請書はどこに提出すればよいですか。

A 1 「埼玉県 電子申請・届出サービス」によりお申込みください。

【交付申請】

https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=54582

【交付申請（リース）】

https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=54583

【交付申請（PPA）】

https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=54584

なお、申請後に、県が審査を委託している、特定非営利活動法人環境ネットワーク埼玉から問合せを行う場合があります。

Q 2 申請してから交付決定まで、どのくらい日数がかかりますか。

A 2 申請書を受理してから交付決定までに1か月以上かかる場合もあります。書類に不備があった場合は、さらに時間がかかりますので、工事予定日まで余裕をもって申請をしていただくようお願いいたします。

Q 3 住民票や登記簿謄本などの添付書類はコピーでもよいですか。

A 3 コピーで構いません。ただし、コピーの場合は必ず最初から最後まで全てのページをコピーしてください。一部分のみコピーしたものは受付できませんので、ご注意ください。

Q 4 住民票や登記簿謄本などの証明書類に有効期限はありますか。

A 4 証明書類は、概ね3か月以内に取得したものを提出してください。

Q 5 契約書の契約日が補助申請開始前の日付ですが、補助金の申請はできますか。

A 5 契約書の契約日が前年度の日付であっても、工事に着手していなければ申請可能です。申請書の「1. 事業着手・完了予定日」には、実際の着手・完了予定日を記載してください。なお、補助金の交付決定前に工事に着手した場合、補助金が交付できませんのでご注意ください。

Q 6 補助申請開始前に契約をしたため、契約書の工事予定日が補助金の申請前の日付になっています。まだ、工事はしていませんが、補助金の申請はできますか。

A 6 契約書の工事予定日が補助金の申請日以前であっても、工事に着手していなければ申請可能です。申請書の「1. 事業着手・完了予定日」には、実際の着手・完了予定日を記載してください。なお、補助金の交付決定前に工事に着手した場合、補助金が交付できませんのでご注意ください。

Q 7 契約の相手方ではなく、代理店が認定事業者となっている契約で、補助金の申請はできますか。

A 7 認定事業者との契約により、補助対象設備を導入する必要があります。代理店が認定事業者であっても、契約の相手方が認定事業者でない場合は、補助対象外となります。

(申請書の入力方法に関すること)

Q 8 蓄電池又は V2H 充放電設備を導入する場合、太陽光発電設備の公称最大出力(合計)を記入する欄がありますが、太陽光パネルを設置してから数年経っているので、出力数がわかりません。未記入でもかまいませんか。

A 8 売電契約を行っている事業者に確認の上記入してください。東京電力エネルギーパートナー(株)については、同社のホームページから確認できます。確認方法については、東京電力エネルギーパートナー(株)(0120-995-001)へお問い合わせください。

<https://www.tepco.co.jp/ep/support/kenshin-web/howto/index-j.html>

Q 9 「事業着手・完了予定日」はどのように入力すればよいですか。

A 9 「着工予定日」は工事着工予定日を記入してください。

「完了予定日」は設置工事が完了し代金支払が完了する予定日を記入してください。
ただし、リース・PPA 事業の場合は、設備の設置工事の完了予定日を記入してください。

なお、着手予定日にかかわらず、補助金の交付決定前に着工した場合は補助対象になりませんので御注意ください。

※本補助金では、電力会社との系統連携まで求めておりません。完了予定日は系統連系日ではなく、設備が設置され支払いが完了した日になりますので、ご注意ください。

Q 10 「設備の概要及び補助対象経費」はどのように入力すればよいですか。

A 10 「ア 総契約額（税込）」の欄は、契約書の契約額（税込）を入力してください。

「イ 内訳」の「対象設備購入に係る金額（税抜）」の欄は、補助対象設備購入金額（税抜）を入力してください。

なお、対象となる設備は以下のとおりです。

設備種類	補助対象設備
太陽光発電設備	太陽光発電モジュール、パワーコンディショナー、架台、配線部材等
蓄電池	蓄電池本体、パワーコンディショナー、コンバーター、特定負荷分電盤等、架台、モニター、コントローラー、ケーブル、配線部材等
V2H充放電設備	V2H本体、外付けパワーコンディショナー、架台、配線部材等
エネファーム（家庭用燃料電池）	燃料電池ユニット本体、貯湯ユニット本体、貯湯槽分離型バックアップ給湯器、排気カバー、配管カバー、架台、モニター、コントローラー、ケーブル、配線部材等

※値引き・割引も、それぞれの設備に係る部分を切り分けて適用する。

(申請の要件に関すること)

Q 1 1 集合住宅のオーナーで、集合住宅の一部に居住しています。自分の居住部分に設備を導入して使用する場合、補助金の申請はできますか。

A 1 1 本補助金の対象となりますので、申請できます。

Q 1 2 宗教施設ですが、補助金の申請はできますか。

A 1 2 本補助金は個人向け住宅の補助金ですので、宗教団体は補助対象外です。

Q 1 3 実績報告書に添付する書類が発行されず、期日までに提出ができないのですが、どうすればよいですか。

A 1 3 書類が用意でき次第、期日までに提出できなかった理由を添えて、速やかに提出してください。理由書はひな形を参考に作成してください。なお、令和6年3月8日までに事業が完了(※)しない場合は、補助対象外となります。

※設置工事が完了し代金支払が完了

リース・PPA 事業の場合は、設備の設置工事が完了

【ひな形】

申請取下書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(申請者)

住所

氏名

電話番号

令和 年 月 日付けの家庭における省エネ・再エネ活用設備導入補助金申請を取り
下げます。

取下理由：

(契約事業者)

所在地

会社名

担当者名

責任者名

連絡先

